

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和4年4月26日
【計算期間】	第8期中（自 令和3年7月28日 至 令和4年1月27日）
【ファンド名】	イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新田 恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2022年2月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,762,641,865	99.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	9,613,823	0.35
合計（純資産総額）		2,772,255,688	100.00

参考情報

<イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド>

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,744,978,000	99.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	17,604,700	0.64
合計（純資産総額）		2,762,582,700	100.00

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2015年 7月27日)	26,494	26,494	1.2821	1.2821
第2期	(2016年 7月27日)	13,337	13,337	1.1160	1.1160
第3期	(2017年 7月27日)	7,430	7,430	1.5582	1.5582
第4期	(2018年 7月27日)	5,663	5,663	1.6431	1.6431
第5期	(2019年 7月29日)	3,668	3,668	1.3363	1.3363
第6期	(2020年 7月27日)	2,463	2,463	1.1777	1.1777
第7期	(2021年 7月27日)	3,100	3,100	1.7436	1.7436
	2021年 2月末日	2,720	—	1.5529	—
	2021年 3月末日	2,976	—	1.7050	—
	2021年 4月末日	2,876	—	1.6594	—
	2021年 5月末日	3,098	—	1.7197	—
	2021年 6月末日	3,111	—	1.7556	—
	2021年 7月末日	3,060	—	1.7228	—
	2021年 8月末日	3,037	—	1.7154	—
	2021年 9月末日	3,154	—	1.7990	—
	2021年10月末日	3,035	—	1.7665	—
	2021年11月末日	2,730	—	1.6081	—
	2021年12月末日	2,827	—	1.6925	—
	2022年 1月末日	2,805	—	1.6838	—
	2022年 2月末日	2,772	—	1.6824	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2014年 8月 8日～2015年 7月27日	0.0000
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	0.0000
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	0.0000
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	0.0000
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	0.0000
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	0.0000
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	0.0000
第8期中間	2021年 7月28日～2022年 1月27日	—

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2014年 8月 8日～2015年 7月27日	28.2
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	△13.0
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	39.6
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	5.4
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	△18.7
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	△11.9
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	48.1
第8期中間	2021年 7月28日～2022年 1月27日	△5.6

（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
第1期	2014年 8月 8日～ 2015年 7月27日	27,643,766,042	6,978,922,073	20,664,843,969
第2期	2015年 7月28日～ 2016年 7月27日	1,623,315,498	10,337,345,766	11,950,813,701
第3期	2016年 7月28日～ 2017年 7月27日	780,209,829	7,962,392,250	4,768,631,280
第4期	2017年 7月28日～ 2018年 7月27日	103,606,460	1,425,450,968	3,446,786,772
第5期	2018年 7月28日～ 2019年 7月29日	9,043,408	710,461,313	2,745,368,867
第6期	2019年 7月30日～ 2020年 7月27日	25,584,538	679,059,283	2,091,894,122
第7期	2020年 7月28日～ 2021年 7月27日	228,535,317	542,097,105	1,778,332,334
第8期中間	2021年 7月28日～ 2022年 1月27日	14,026,341	126,229,665	1,666,129,010

（注）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（2021年7月28日から2022年1月27日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2021年7月27日現在)	第8期中間計算期間末 (2022年1月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,180,390	50,822,069
親投資信託受益証券	3,076,093,262	2,721,382,685
流動資産合計	3,137,273,652	2,772,204,754
資産合計	3,137,273,652	2,772,204,754
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,113,088	991,061
未払受託者報酬	812,997	830,435
未払委託者報酬	27,641,916	28,234,587
未払利息	179	148
その他未払費用	926,640	708,730
流動負債合計	36,494,820	30,764,961
負債合計	36,494,820	30,764,961
純資産の部		
元本等		
元本	1,778,332,334	1,666,129,010
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,322,446,498	1,075,310,783
（分配準備積立金）	911,128,265	846,771,187
元本等合計	3,100,778,832	2,741,439,793
純資産合計	3,100,778,832	2,741,439,793
負債純資産合計	3,137,273,652	2,772,204,754

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 自 2020年7月28日 至 2021年1月27日	第8期中間計算期間 自 2021年7月28日 至 2022年1月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	568,445,948	△133,710,577
営業収益合計	568,445,948	△133,710,577
営業費用		
支払利息	6,234	18,484
受託者報酬	692,630	830,435
委託者報酬	23,549,383	28,234,587
その他費用	704,880	708,730
営業費用合計	24,953,127	29,792,236
営業利益又は営業損失（△）	543,492,821	△163,502,813
経常利益又は経常損失（△）	543,492,821	△163,502,813
中間純利益又は中間純損失（△）	543,492,821	△163,502,813
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	32,492,810	487,199
期首剰余金又は期首欠損金（△）	371,718,494	1,322,446,498
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,422,700	10,743,925
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,422,700	10,743,925
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,368,238	93,889,628
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,368,238	93,889,628
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	830,772,967	1,075,310,783

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第8期中間計算期間 自 2021年7月28日 至 2022年1月27日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 (2021年7月27日現在)	第8期中間計算期間末 (2022年1月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,091,894,122 円	1,778,332,334 円
期中追加設定元本額	228,535,317 円	14,026,341 円
期中一部解約元本額	542,097,105 円	126,229,665 円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	1,778,332,334 口	1,666,129,010 口
3. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.7436 円 (17,436 円)	1.6454 円 (16,454 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 自 2020年7月28日 至 2021年1月27日	第8期中間計算期間 自 2021年7月28日 至 2022年1月27日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内の率を乗じて得た金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第7期 (2021年7月27日現在)	第8期中間計算期間末 (2022年1月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(2021年7月27日現在)	(2022年1月27日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		12,805,760	13,103,365
株式		3,062,661,000	2,710,944,100
未収入金		1,693,256	12,039,078
未収配当金		3,270,000	4,091,500
流動資産合計		3,080,430,016	2,740,178,043
資産合計		3,080,430,016	2,740,178,043
負債の部			
流動負債			
未払金		4,262,188	18,835,958
未払利息		37	38
流動負債合計		4,262,225	18,835,996
負債合計		4,262,225	18,835,996
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	1,544,766,365	1,432,910,007
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		1,531,401,426	1,288,432,040
元本等合計		3,076,167,791	2,721,342,047
純資産合計		3,076,167,791	2,721,342,047
負債純資産合計		3,080,430,016	2,740,178,043

(注) 「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年7月28日から翌年7月27日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2021年7月28日 至 2022年1月27日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については予想配当額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2021年7月27日現在)	(2022年1月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,862,601,329 円	1,544,766,365 円
期中追加設定元本額	116,288,947 円	0 円
期中一部解約元本額	434,123,911 円	111,856,358 円
元本の内訳		
イーストスプリング・ジャパン 中小型厳選バリュー株ファンド	1,544,766,365 円	1,432,910,007 円
合 計	1,544,766,365 円	1,432,910,007 円
2. 本報告書における開示対象 ファンドの中間計算期間末 日における受益権の総数	1,544,766,365 口	1,432,910,007 口
3. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.9913 円 (19,913 円)	1.8992 円 (18,992 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

(2021年7月27日現在)	(2022年1月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

（2022年2月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2022年2月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	24	357,614 百万円
合計	24	357,614 百万円

(3)【その他】

- 1 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自令和3年1月1日至令和3年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位:千円)	
	前事業年度 (令和 2年12月31日)	当事業年度 (令和 3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,083,875	1,538,878
預託金	52,153	-
有価証券	627,221	346,148
前払費用	36,483	40,394
未収委託者報酬	650,109	653,349
未収運用受託報酬	55,665	3,889
未収入金	124,194	66,655
未収法人税等	105,755	-
未収消費税等	11,117	-
流動資産合計	2,746,576	2,649,314
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	39,156	0
器具備品	9,263	0
リース資産	10,460	0
有形固定資産合計	58,880	0
無形固定資産	※2	
ソフトウェア	8,845	-
電話加入権	288	-
無形固定資産合計	9,133	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	72,570	65,234
投資その他の資産合計	72,570	65,234
固定資産合計	140,585	65,234
資産合計	2,887,161	2,714,549
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	317,094	329,929
関係会社未払金	185,847	104,786
その他未払金	14,894	30,830
未払費用	84,136	59,296
未払法人税等	-	8,794
預り金	18,620	13,253
賞与引当金	273,683	318,565
ファンド負担金返金関連費用引当金	9,200	-
未払消費税等	-	8,696
リース債務	3,425	3,425
流動負債合計	906,902	877,580
固定負債		
退職給付引当金	304,220	285,296
リース債務	7,966	4,540
固定負債合計	312,187	289,837
負債合計	1,219,089	1,167,417
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	401,696	280,756
利益剰余金合計	401,696	280,756
株主資本合計	1,668,071	1,547,131
純資産合計	1,668,071	1,547,131
負債・純資産合計	2,887,161	2,714,549

(2) 【損益計算書】

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,038,098	3,871,102
運用受託報酬	91,506	23,831
その他営業収益	337,587	325,922
営業収益合計	4,467,192	4,220,855
営業費用		
支払手数料	1,656,625	1,636,789
広告宣伝費	56,177	59,766
調査費	243,581	256,922
委託調査費	950,790	804,220
委託計算費	89,937	88,790
通信費	16,209	11,652
諸会費	4,063	3,224
営業費用合計	3,017,384	2,861,365
一般管理費		
役員報酬	146,706	116,805
給料・手当	683,993	672,214
賞与	189,321	233,894
交際費	3,490	3,211
旅費交通費	3,532	1,419
租税公課	19,832	21,288
不動産賃借料	123,267	121,567
退職給付費用	80,253	72,322
減価償却費	22,020	17,184
採用費	5,056	52,915
専門家報酬	48,881	39,144
業務委託費	47,516	25,323
敷金の償却	2,056	5,801
諸経費	85,370	79,726
一般管理費合計	1,461,300	1,462,818
営業損失(△)	△ 11,491	△ 103,328
営業外収益		
受取利息	6	5
受取配当金	9,720	6,265
有価証券売却益	16	16,141
有価証券評価益	18,375	14,092
雑収入	13	965
営業外収益合計	28,131	37,470
営業外費用		
為替差損	5,851	5,835
営業外費用合計	5,851	5,835
経常利益又は経常損失(△)	10,788	△ 71,693
特別利益		
賞与引当金戻入益	※1 185,030	-
ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益	-	※3 7,027
特別利益合計	185,030	7,027
特別損失		
固定資産除却損	2,935	-
ファンド負担金返金関連費用	※2 185,696	-
ゴルフ会員権売却損	1,696	-
減損損失	-	※4 55,549
特別損失合計	190,328	55,549
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	5,490	△ 120,215
法人税、住民税及び事業税	901	724
法人税等調整額	204,555	-
法人税等合計	205,457	724
当期純損失(△)	△ 199,967	△ 120,940

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	935,663	2,202,038	2,202,038
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 334,000	△ 334,000	△ 334,000
当期純損失	—	—	△ 199,967	△ 199,967	△ 199,967
当期変動額合計	—	—	△ 533,967	△ 533,967	△ 533,967
当期末残高	649,500	616,875	401,696	1,668,071	1,668,071

当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	401,696	1,668,071	1,668,071
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	△ 120,940	△ 120,940	△ 120,940
当期変動額合計	—	—	△ 120,940	△ 120,940	△ 120,940
当期末残高	649,500	616,875	280,756	1,547,131	1,547,131

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 売買目的有価証券

時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

(4) ファンド負担金返金関連費用引当金

当社は、令和2年4月3日付行政処分に基づき、同年6月12日、金融庁に「業務改善報告書」を提出いたしました。今般の行政処分において指摘されております特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備えるため、令和2年12月31日において、返金関連費用の見積額に基づき計上しておりました。当期末（令和3年12月31日）においては、合理的に将来の支出の引当てが不要と判断されるため、全額取り崩しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

(1) 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」
（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日 企業会計基準委員会）

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

令和4年12月期の期首から適用します。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現時点で評価中であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

①概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

②適用予定日

令和4年12月期の期首から適用します。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和 2年12月31日現在)	当事業年度 (令和 3年12月31日現在)
建物	74,199 千円	113,356 千円
器具備品	52,303 千円	59,346 千円
リース資産	6,192 千円	16,652 千円
計	132,695 千円	189,355 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和 2年12月31日現在)	当事業年度 (令和 3年12月31日現在)
ソフトウェア	31,403 千円	38,968 千円
電話加入権	- 千円	288 千円
計	31,403 千円	39,256 千円

(注) 上記減価償却累計額には、無形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 賞与引当金戻入益に関する事項

令和元年12月31日における賞与引当金のうち従来の見積額との差額を、賞与引当金戻入益として特別利益に計上しております。賞与引当金戻入益の計上額は、役員及び従業員の賞与の支払に備える為の賞与引当金に対する引当金戻入額となります。

※2 ファンド負担金返金関連費用に関する事項

今般の行政処分の対象となりました当社の業務運営を原因として、ファンド及び受益者に生じた不利益を解消すべく、過去にファンドで負担していた費用を当社からファンドへ返金、また不利益が生じているファンドの受益者への当該不利益解消の為の返金を実施しております。また返金を実施する上で必要となる関連費用についても、当該費用として計上しております。

※3 ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に関する事項

当社は、令和2年4月3日付行政処分において指摘されておりました特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備え、ファンド負担金返金関連費用引当金を計上しておりましたが、当期末（令和3年12月31日）において合理的に将来の支出の引当てが不要と判断されるため、令和2年12月31日における当該引当金のうち当期における支出額との差額については、ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に計上しております。

※4 減損損失に関する事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
事務所設備	東京都 千代田区	建物・器具備品・リース資産・ ソフトウェア・電話加入権	55,549千円

(経緯)

上記資産につきまして、営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっており、見積期間内において将来のキャッシュ・フローも見込まれないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価額全額を回収不能として減損損失を特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

建物	32,299 千円
器具備品	5,672 千円
リース資産	7,302 千円
ソフトウェア	9,986 千円
電話加入権	288 千円
合計	55,549 千円

(グルーピングの方法)

当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。資産のグルーピングについては、全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、事務所の全資産を一つの単位として実施しております。

(回収可能価格の算定方法)

当社の回収可能価格は使用価値を使用しておりますが、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月25日 定時株主総会	普通株式	334	利益剰余金	14,483	令和元年12月31日	令和2年3月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（令和 2年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,083,875	1,083,875	-
(2) 預託金	52,153	52,153	-
(3) 有価証券	627,221	627,221	-
(4) 未収委託者報酬	650,109	650,109	-
(5) 未収運用受託報酬	55,665	55,665	-
(6) 未収入金	124,194	124,194	-
(7) 長期差入保証金	72,570	72,570	-
(8) 未払金	(517,836)	(517,836)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

当事業年度（令和 3年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,538,878	1,538,878	-
(2) 預託金	-	-	-
(3) 有価証券	346,148	346,148	-
(4) 未収委託者報酬	653,349	653,349	-
(5) 未収運用受託報酬	3,889	3,889	-
(6) 未収入金	66,655	66,655	-
(7) 長期差入保証金	65,234	65,234	-
(8) 未払金	(465,547)	(465,547)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 2年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,083,875	-	-	-
預託金	52,153	-	-	-
未収委託者報酬	650,109	-	-	-
未収運用受託報酬	55,665	-	-	-
未収入金	124,194	-	-	-
長期差入保証金	619	71,951	-	-
合計	1,966,617	71,951	-	-

当事業年度（令和 3年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,538,878	-	-	-
預託金	-	-	-	-
未収委託者報酬	653,349	-	-	-
未収運用受託報酬	3,889	-	-	-
未収入金	66,655	-	-	-
長期差入保証金	496	64,738	-	-
合計	2,263,268	64,738	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

	前事業年度 令和 2年12月31日	当事業年度 令和 3年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額	18,375 千円	14,092 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
退職給付引当金期首残高	295,309 千円	304,220 千円
退職給付費用	137,757 千円	81,072 千円
退職給付の支払額	△ 128,846 千円	△ 99,996 千円
退職給付引当金期末残高	304,220 千円	285,296 千円

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	80,253 千円	72,322 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (令和 2年12月31日)	当事業年度 (令和 3年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	80,942	84,614
退職給付引当金損金算入限度超過額	93,152	87,357
未払費用否認額	12,666	9,925
未払事業税	-	3,340
資産除去債務	15,063	16,839
減損損失	-	17,093
繰越欠損金	59,602	68,995
その他	3,925	664
繰延税金資産の総額	265,352	288,831
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 59,602	△ 68,995
将来減算一時金差異等の合計に係る評価性引当額	△ 179,818	△ 191,114
評価性引当額小計	△ 239,421	△ 260,110
繰延税金資産合計	25,931	28,721
繰延税金負債との相殺	△ 25,931	△ 28,721
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
未収事業税	△ 2,303	-
有価証券評価益	△ 23,628	△ 28,721
繰延税金負債合計	△ 25,931	△ 28,721
繰延税金資産との相殺	25,931	28,721
繰延税金負債(△)の純額	-	-

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和 2年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	59,602	59,602
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 59,602	△ 59,602
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金59,602千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(令和 3年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	68,995	68,995
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 68,995	△ 68,995
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金68,995千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)	
	前事業年度 (令和 2年12月31日)	当事業年度 (令和 3年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62	-
住民税均等割	17.30	-
交際費等永久差異	63.11	-
役員給与永久差異	△ 729.95	-
評価性引当金	4,360.68	-
その他	0.32	-
税効果会計適用後の法人税の負担率	3,742.09	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,033百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託	業務委託	61,965	未払金	966

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ビーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	82,987	未払金	15,230
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール） リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	337,587	未収入金	123,969
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	840,440	未払金	152,987
							委託計算費の 支払(注1)	12,081		
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・ブライバートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	20,928	-	-
						情報システム 関係契約	情報関連費の 支払	4,523		
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシア リンギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	14,345	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,033百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託	業務委託	74,937	未払金	4,810

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	325,922	未収入金	66,635
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	699,932	未払金	59,371
							委託計算費の 支払(注1) 情報関連費の 支払	9,284 76,460		26,625
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	9,449	未払金	13,979
						情報システム 関係契約	情報関連費の 支払	10,176		
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシア リングgit	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	11,242	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,038,098	91,506	337,587	4,467,192

当事業年度（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3,871,102	23,831	325,922	4,220,855

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
1株当たり純資産額	72,336円14銭	67,091円56銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△ 8,671円60銭	△ 5,244円58銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
当期純損失(△)	△199,967千円	△120,940千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純損失(△)	△199,967千円	△120,940千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年3月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 三添 明敏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和3年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月16日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンドの2021年7月28日から2022年1月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンドの2022年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月28日から2022年1月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。